

東京大学経済学図書館所蔵資料のデジタルデータについて

- (1) この画像データは、東京大学経済学図書館が所蔵する資料のうち、有価証券報告書をデジタル撮影したものです。
- (2) 利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化により、一部、文字の写りが悪いものを含んでいます。また、一部、オンライン公開に適さないと判断し、墨消処理した部分があります。
- (5) この画像データに関する質問等は東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。

連 結 財 務 諸 表

(昭和57年6月29日提出の有価証券報告書に対する証券取引法第24条第3項に基づく添付書類)

連結会計年度 (自 昭和55年4月 1日)
(至 昭和56年3月31日)
(自 昭和56年4月 1日)
(至 昭和57年3月31日)

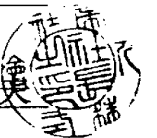
大 蔵 大 臣 殿

昭和57年7月22日 提出

会 社 名 帝 人 株 式 有 限 公 司

英 訳 名 T E I J I N L I M I T E D

代表者の役職氏名 代表取締役社長 徳 末 知



本店の所在の場所 大阪市東区南本町1丁目11番地

電話番号 大阪 (268) 3200 (直通) 連絡者 経理部長 川原 峰 二

もよりの連絡場所 東京都千代田区内幸町2丁目1番1号 (飯野ビル内)

電話番号 東京 (506) 4402 (直通) 連絡者 経理部次長 佐久間 数 廣

連 結 財 務 諸 表 に つ い て

1. 以下に掲げる連結財務諸表は「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年10月30日大蔵省令第28号）に準拠して作成した。
2. この連結財務諸表については、証券取引法第193条の2の規定に基づき、監査法人朝日会計社の監査を受け、次のとおり昭和56年4月1日から昭和57年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表に係る監査報告書を受領した。

監 査 報 告 書

帝 人 株 式 会 社

代表取締役社長 徳 末 知 夫 殿

昭和 5 7 年 7 月 20 日

監査法人 朝 日 会 計 社

代表社員
関与社員

公認会計士

河 野

河 野 

代表社員
関与社員

公認会計士

北 井

北 井 

関与社員

公認会計士

三 輪 明 良

三 輪 明 良 

当監査法人は、証券取引法第 1 9 3 条の 2 の規定に基づく監査証明を行うため、以下に掲げられている帝人株式会社の昭和 5 6 年 4 月 1 日から昭和 5 7 年 3 月 3 1 日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書について監査を行った。

この監査に当り当監査法人は、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。

監査の結果、連結財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、かつ、前連結会計年度と同一の基準にしたがって継続して適用されており、また、連結財務諸表の表示方法は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 5 1 年大蔵省令第 2 8 号）」の定めるところに準拠しているものと認めた。

よって、当監査法人は、上記の連結財務諸表が、帝人株式会社及び連結子会社の昭和 5 7 年 3 月 3 1 日現在の財政状態及び同日をもって終了する連結会計年度の経営成績を適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人または関与社員との間には公認会計士法により記載すべき利害関係はない。

以 上

当 監 査 法 人 の 主 た る 事 務 所

監査法人 朝 日 会 計 社

東京都千代田区丸の内 3 丁目 2 番 3 号 富士ビルディング

関与社員が主として執務した事務所

監査法人 朝日会計社大阪支社

大阪市北区梅田 1 丁目 3 番 1-5 0 0 号 大阪駅前第一ビル

1. 連結貸借対照表

(単位 百万円)

科 目		連結会計年度	昭和56年3月31日現在		昭和57年3月31日現在	
		金 額	比 率	金 額	比 率	
(資 産 の 部)			%		%	
Ⅰ 流 動 資 産						
1.	現 金 及 び 預 金	59,192		62,599		
2.	受 取 手 形 及 び 売 掛 金 ※1 ※3	82,804		84,207		
3.	非連結子会社及び関連会社 受取手形及び売掛金 ※1	3,492		3,852		
4.	有 価 証 券 ※3	11,926		20,029		
5.	た な 卸 資 産	68,654		72,311		
6.	短 期 貸 付 金	4,730		6,115		
7.	非連結子会社及び関連会社 短期貸付金	14,186		16,995		
8.	そ の 他 の 流 動 資 産	15,849		15,734		
9.	貸 倒 引 当 金	△ 2,951		△ 4,203		
	流 動 資 産 合 計	257,882	52.4	277,639	54.7	
Ⅱ 固 定 資 産						
(1)	有 形 固 定 資 産 ※2 ※3 ※4					
1.	建 物 及 び 構 築 物	30,573		30,037		
2.	機 械 及 び 装 置	65,206		70,416		
3.	土 地	18,877		19,274		
4.	建 設 仮 勘 定	13,406		8,174		
5.	その他の有形固定資産	2,378		2,671		
	有 形 固 定 資 産 合 計	130,440		130,572		
(2)	無 形 固 定 資 産 ※4					
1.	施 設 利 用 権 等	839		860		
	無 形 固 定 資 産 合 計	839		860		
(3)	投資その他の資産					
1.	投 資 有 価 証 券 ※3	33,537		42,967		
2.	非連結子会社及び関連会社株式 ※3	28,810		20,236		
3.	長 期 貸 付 金	10,464		5,853		
4.	非連結子会社及び関連会社 長期貸付金	21,597		21,664		
5.	その他の投資その他の資産 ※3	12,064		12,762		
6.	貸 倒 引 当 金	△ 5,289		△ 6,990		
7.	株 式 評 価 性 引 当 金	△ 1,200		△ 86		
	投資その他の資産合計	99,983		96,406		
	固 定 資 産 合 計	231,262	47.0	227,838	44.9	
Ⅲ 繰 延 資 産						
1.	開 業 費 等	3,108		1,720		
	繰 延 資 産 合 計	3,108	0.6	1,720	0.4	
資 産 合 計		492,252	100.0	507,197	100.0	

(単位 百万円)

科 目		連結会計年度	昭和56年3月31日現在		昭和57年3月31日現在	
		金 額	比 率	金 額	比 率	
(負 債 の 部)			%		%	
Ⅰ 流 動 負 債						
1.	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	7 3,5 6 9		7 6,2 7 7		
2.	非連結子会社及び関連会社 支払手形及び買掛金	5,1 9 2		3,9 5 7		
3.	短 期 借 入 金	9 1,7 3 7		9 7,7 0 9		
4.	一年以内に期限の到来する 社債及び長期借入金	3 6,2 0 0		3 9,5 8 5		
5.	未 払 費 用	8,2 0 0		9,2 2 5		
6.	預 り 金	1 0,9 4 5		1 0,3 5 9		
7.	事 業 税 等 引 当 金	6 8 5		8 1 7		
8.	法 人 税 等 引 当 金	—		6 9 1		
9.	そ の 他 の 流 動 負 債	3 1,7 6 7		2 7,6 0 0		
流 動 負 債 合 計		2 5 8,2 9 5	5 2.5	2 6 6,2 2 0	5 2.5	
Ⅱ 固 定 負 債						
1.	社 債	1 3,5 0 0		1 7,0 0 0		
2.	転 換 社 債	8,3 9 8		5,1 5 3		
3.	長 期 借 入 金	8 2,8 1 6		9 0,0 8 0		
4.	退 職 給 与 引 当 金※13	1 0,2 1 9		1 0,2 4 2		
5.	そ の 他 の 固 定 負 債	5,0 0 9		2,8 1 1		
固 定 負 債 合 計		1 1 9,9 4 2	2 4.4	1 2 5,2 8 6	2 4.7	
Ⅲ 特 定 引 当 金						
1.	海外投資等損失準備金	2,3 7 4		8 5 9		
2.	価 格 変 動 準 備 金	1 3 4		1 1 2		
3.	特 別 償 却 準 備 金	2 5 6		1 8 9		
4.	公 害 防 止 準 備 金	2 6 0		1 9 9		
5.	中小企業等海外市場開拓準備金	5 7		5 7		
特 定 引 当 金 合 計		3,0 8 1	0.6	1,4 1 6	0.3	
Ⅳ 連 結 調 整 勘 定		7 1	—	4 3	—	
Ⅴ 為 替 換 算 調 整 勘 定		6 7 9	0.2	1,0 3 7	0.2	
Ⅵ 少 数 株 主 持 分		8,5 6 0	1.7	8,9 3 5	1.7	
負 債 合 計		3 9 0,6 2 8	7 9.4	4 0 2,9 3 7	7 9.4	
(資 本 の 部)						
Ⅰ 資 本 金		3 5,9 4 8	7.3	3 6,5 6 6	7.2	
Ⅱ 資 本 準 備 金※5		9,3 3 1	1.9	1 0,6 7 9	2.1	
Ⅲ 利 益 準 備 金		7,4 2 2	1.5	8,0 7 4	1.6	
Ⅳ その他の剰余金		4 8,9 5 0	9.9	4 8,9 6 8	9.7	
		1 0 1,6 5 1	2 0.6	1 0 4,2 8 7	2 0.6	
Ⅴ 子会社の所有する親会社株式		△ 2 7	—	△ 2 7	—	
資 本 合 計		1 0 1,6 2 4	2 0.6	1 0 4,2 6 0	2 0.6	
負 債 資 本 合 計		4 9 2,2 5 2	1 0 0.0	5 0 7,1 9 7	1 0 0.0	

2. 連結損益計算書

(単位 百万円)

科 目	連結会計年度			昭和55年4月1日から 昭和56年3月31日まで			昭和56年4月1日から 昭和57年3月31日まで		
	金 額		比 率	金 額		比 率	金 額		比 率
I 売 上 高		434,472	100.0%		479,092	100.0%			
II 売 上 原 価 ※6		353,589	81.4		387,153	80.8			
売上総利益		80,883	18.6		91,939	19.2			
III 販売費及び一般管理費 ※7		49,808	11.5		55,009	11.5			
営業利益		31,075	7.1		36,930	7.7			
IV 営業外収益									
1. 受 取 利 息	8,181			9,111					
2. 受 取 配 当 金	3,362			3,006					
3. 雑 益	2,724	14,267	3.3	1,540	13,657	2.8			
V 営業外費用									
1. 支払利息及び割引料	24,702			25,671					
2. 社 債 利 息	2,160			2,210					
3. 雑 損	3,194	30,056	6.9	2,940	30,821	6.4			
経常利益		15,286	3.5		19,766	4.1			
VI 特別利益									
1. 固定資産売却益	363			5,890					
2. 投資有価証券売却益	244			2,954					
3. その他の特別利益	6	613	0.1	84	8,928	1.9			
VII 特別損失									
1. 投資有価証券評価損	495			1,471					
2. 関係会社撤収損	—			10,289					
3. 貸倒引当金繰入	1,462			3,872					
4. 貸 倒 損 失 ※8	930			—					
5. 株式評価性引当金繰入	1,103			—					
6. 固定資産売却損	356			400					
7. 繰延資産一括償却	—			1,037					
8. 固定資産圧縮損	—			1,621					
9. 投資有価証券売却損	—			810					
10. その他の特別損失	311	4,657	1.0	30	19,530	4.1			
税金等調整前当期純利益		11,242	2.6		9,164	1.9			
VIII 特定引当金戻入 ※9		359	0.1		1,671	0.4			
IX 特定引当金繰入 ※10		18	—		—	—			
税金等調整前当期利益		11,583	2.7		10,835	2.3			
法人税等 ※11		3,150	0.7		3,253	0.7			
少数株主損益		損 1,643	0.4		損 1,456	0.3			
連結調整勘定当期償却額		益 29	—		益 28	—			
当期利益		6,819	1.6		6,154	1.3			

3. 連結剰余金計算書

(単位 百万円)

科 目	連結会計年度		昭和55年4月1日から 昭和56年3月31日まで		昭和56年4月1日から 昭和57年3月31日まで	
			金 額		金 額	
I その他の剰余金期首残高				47,003		48,950
II その他の剰余金減少高						
1. 利益準備金繰入額		408			630	
2. 配 当 金		3,592			5,417	
3. 役 員 賞 与		78			84	
4. 新規連結子会社の過年度分		521		4,599	1,62	6,293
III 当 期 利 益				6,819		6,154
IV 為 替 換 算 調 整 額				△ 273		157
V その他の剰余金期末残高				48,950		48,968

注 記 事 項 等

昭和55年4月1日から昭和56年3月31日まで

1. 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社は帝人油化㈱、帝人ハーキュレス㈱、P. T. Teijin Indonesia Fiber Corporation、帝人加工糸㈱、帝人化成㈱、帝人教育システム㈱、帝人アセテート㈱、帝人医薬㈱の8社である。このうち帝人医薬㈱は、当年度において重要性の観点から連結の範囲に含めたものである。

非連結子会社は、売上高、総資産の観点からいずれも小規模であり、かつ全体的にも重要性に乏しく連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていない。その数は45社である。(帝人小西六フィルム㈱、㈱テイジン・メンズ・ショップ、㈱ウィンクル、帝人アドバンストプロダクツ㈱、帝人エンジニアリング㈱他)。

(2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社に対する投資については、「連結財務諸表の用語様式及び作成方法に関する規則」附則2により持分法を適用していない。関連会社は67社である(帝人アグロケミカル㈱、帝人殖産㈱、帝人製機㈱、Teijin Polyester (Thailand) Limited、P. T. Southern Cross Textile Industry 他)。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

P. T. Teijin Indonesia Fiber Corporation については、その決算期が毎年6月末日であるため、毎年12月末日をもって中間決算日とし、正規の決算に準ずる仮決算を行っている。但し、当該会社の仮決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上、必要な調整を行っている。

昭和56年4月1日から昭和57年3月31日まで

1. 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社は帝人油化㈱、帝人ハーキュレス㈱、P. T. Teijin Indonesia Fiber Corporation、帝人加工糸㈱、帝人化成㈱、帝人教育システム㈱、帝人アセテート㈱、帝人医薬㈱、帝人エンジニアリング㈱、㈱テイジン・メンズ・ショップの10社である。このうち帝人エンジニアリング㈱、㈱テイジン・メンズ・ショップは当年度において重要性の観点から連結の範囲に含めたものである。非連結子会社は、売上高、総資産の観点からいずれも小規模であり、かつ全体的にも重要性に乏しく連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていない。その数は40社である。(帝人小西六フィルム㈱、㈱ウィンクル、帝人アドバンストプロダクツ㈱、帝人物流㈱、呉興業㈱他)。

(2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社に対する投資については、「連結財務諸表の用語様式及び作成方法に関する規則」附則2により持分法を適用していない。関連会社は61社である(帝人アグロケミカル㈱、帝人殖産㈱、帝人製機㈱、Teijin Polyester (Thailand) Limited、P. T. Southern Cross Textile Industry 他)。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

・ P. T. Teijin Indonesia Fiber Corporation については、その決算期が毎年6月末日であるため、毎年12月末日をもって中間決算日とし、正規の決算に準ずる仮決算を行っている。

又、㈱テイジン・メンズ・ショップについては、その決算期が毎年2月末日であるが、連結決算日との差が3カ月以内であるため、そのまま連結している。

但し、上記連結子会社2社共に、当該会社の決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上、必要な調整を行っている。

(4) 会計処理基準に関する事項

① たな卸資産の評価基準

低価基準（一部子会社は原価基準）

② 有価証券の評価基準

上場有価証券 … 低価基準（但し、一部子会社は原価基準）

非上場有価証券 … 原価基準（但し、一部については評価損を計上している）

③ 有形固定資産の圧縮記帳

有形固定資産について、取得価額から租税特別措置法に基づく圧縮額 2,055 百万円を控除している。

④ 有形固定資産の減価償却の方法

国内会社 … 定 率 法

在外会社 … 定 額 法

⑤ 貸倒引当金の計上基準

国内会社は、売上債権などに係る貸倒損失に備えるため、債権金額の一定割合相当額（税法規定の法定繰入率に基づく限度相当額）を繰入計上しているほか、財政状態が著しく悪化していると見込まれる取引先の債権について、回収不能見込額を繰入計上している。又在外会社は、相手先毎に回収不能見込額を引当てることとしている。なお、連結会社間債権に対応する引当金は消去している。

⑥ 開 業 費

ア. P. T. Teijin Indonesia Fiber Corporation
開業準備段階の費用（主として長期借入金に係る支払金利）を開業費に計上しており、10 年で均等償却している。

イ. 帝人医薬㈱

会社設立後、営業開始までの費用を開業費に計上しており、5 年で均等額以上償却している。

(4) 会計処理基準に関する事項

① たな卸資産評価基準

同 左

② 有価証券の評価基準

同 左

③ 有形固定資産の圧縮記帳

有形固定資産について、取得価額から租税特別措置法に基づく圧縮額 3,684 百万円を控除している。

④ 有形固定資産の減価償却の方法

同 左

⑤ 貸倒引当金の計上基準

同 左

⑥ 開 業 費

同 左

⑦ 外貨建債権及び債務の換算方法

短期の外貨建債権及び債務 … 決算日の為替相場により換算

長期の外貨建債権及び債務 … 取得時又は発生日の為替相場により換算

⑧ 負債性引当金の計上基準

事業税等引当金 … 事業税及び事業所税の納付予定額を計上している。

退職給与引当金 … 国内会社は従来、期末における退職給与の自己都合要支給額の50%相当額を計上していたが、税法改正に伴い40%相当額を計上する方法に移行している。なお、一部の例外を除き、経過措置の適用を受けている。在外会社には退職金制度がない。

⑨ 価格変動準備金の設定方法

親 会 社 … 利益処分方式

国内連結子会社 … 特定引当金方式

(但し、一部子会社は利益処分方式)

(5) 投資勘定と資本勘定との相殺消去に関する事項

親会社の連結子会社に対する投資勘定と、これに対応する連結子会社の資本勘定とはその取得日を基準として相殺消去している。

なお、投資消去差額は、その発生原因が不明であるので、連結調整勘定として処理し、5年間で償却している。

⑦ 外貨建債権及び債務の換算方法

同 左

⑧ 負債性引当金の計上基準

同 左

⑨ 価格変動準備金の設定方法

同 左

(5) 投資勘定と資本勘定との相殺消去に関する事項

同 左

(6) 未実現損益の消去に関する事項

親会社又は親会社が議決権の100%を所有する連結子会社から取得した資産に係る未実現利益については、その全額を消去し、親会社が全額負担している。また、少数株主の存在する連結子会社から取得した資産に係る未実現利益については、持分比率に応じて消去額を負担している。なお、未実現損失については消去しないこととしている。減価償却資産に係る未実現利益消去額については、減価償却費の修正を行っている。

(7) 在外連結子会社の財務諸表項目の換算に関する事項

在外連結子会社の財務諸表項目の邦貨換算については、「外貨建取引等会計処理基準(昭和54年6月26日企業会計審議会)」に定める方法によることとしている。なお、該当会社は1社であり、長期金銭債権債務及び非貨幣性項目の重要性が小さいので、次のとおりいわゆる決算日レート法により邦貨に換算している。

① 発生日の為替相場で換算する財務諸表項目

資本金、資本準備金、支払配当金及び連結会社間の長期金銭債権債務等

② 決算日の為替相場で換算する財務諸表項目

①に記載する項目以外の財務諸表項目

③ 換算によって生じた換算差額は為替換算調整勘定に計上する。

(8) 利益処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書については連結会計年度中に確定した連結会社の利益処分に基づいて作成している。連結子会社の利益準備金については、株式取得日以降に発生した連結持分を連結利益準備金に含めている。

(9) 法人税等の期間配分の処理に関する事項

企業会計上の利益と税務上の課税所得の差異に係る法人税等については期間配分を行っていない。

(6) 未実現損益の消去に関する事項

同 左

(7) 在外連結子会社の財務諸表項目の換算に関する事項

同 左

(8) 利益処分項目等の取扱いに関する事項

同 左

(9) 法人税等の期間配分の処理に関する事項

同 左

2. 会計処理基準の変更に関する事項

該 当 な し。

3. 連結財務諸表項目に関する注記

※ 1. 受取手形割引高は、42,201 百万円である。
(非連結子会社及び関連会社分 1,780 百万円を含む。)

※ 2. 有形固定資産から直接控除した減価償却引当金は 213,149 百万円である。

※ 3. 担保提供資産

有 価 証 券	640 百万円
投資有価証券	8,952 百万円
非連結子会社及び関連会社株式	3,616 百万円
有形固定資産	9,509 百万円
その他の投資その他の資産	872 百万円

上記の他、親会社は企業担保権設定に伴い、親会社の総資産を社債の担保に供している。

※ 4. 在外連結子会社である P. T. Teijin Indonesia Fiber Corporation は、現地通貨であるルピアの大幅切下げを機として、インドネシア共和国の法令に基づき、1979 年 1 月 1 日に固定資産の再評価を行った。

※ 5. P. T. Teijin Indonesia Fiber Corporation の資本金及び資本剰余金について、再評価日のレートにより邦貨換算し、その親会社持分相当額と親会社の投資額との差額 774 百万円を連結上、資本準備金に含めて表示した。

※ 6. 売上原価には低価基準による製品評価減に係る金額が次のとおり含まれている。

前期製品評価減戻入	420 百万円
当期製品評価減	425 百万円
差引売上原価増加	<u>5 百万円</u>

2. 会計処理基準の変更に関する事項

該 当 な し。

3. 連結財務諸表項目に関する注記

※ 1. 受取手形割引高は、44,468 百万円である。
(非連結子会社及び関連会社分 1,880 百万円を含む。)

※ 2. 有形固定資産から直接控除した減価償却引当金は 229,318 百万円である。

※ 3. 担保提供資産

受 取 手 形	1,098 百万円
有 価 証 券	148 百万円
投資有価証券	4,112 百万円
非連結子会社及び関連会社株式	1,151 百万円
有形固定資産	9,929 百万円

上記の他、親会社は企業担保権設定に伴い、親会社の総資産を社債の担保に供している。

※ 4. 同 左

※ 5. 同 左

※ 6. 売上原価には低価基準による製品評価減に係る金額が次のとおり含まれている。

前期製品評価減戻入	425 百万円
当期製品評価減	794 百万円
差引売上原価増加	<u>369 百万円</u>

※ 7. 販売費及び一般管理費の内訳は次のとおりである。

1. 運賃諸掛	8,629 百万円
2. 給与賃金	7,326 "
3. 賞与一時金	2,774 "
4. 退職給与引当金繰入	147 "
5. 減価償却費	791 "
6. 技術研究費	10,526 "
7. 販売手数料	3,176 "
8. 宣伝広告費	1,598 "
9. 賃借料	1,538 "
10. 事業税等引当金繰入	998 "
11. その他の経費	12,305 "
合 計	<u>49,808 百万円</u>

なお、合計額 49,808 百万円のうち、販売費は約 33 % であり、一般管理費は約 67 % である。

※ 8. 非連結子会社に対する貸倒損失 560 百万円が含まれている。

※ 9. 特定引当金戻入の内訳は次のとおりである。

海外投資等損失準備金戻入	252 百万円
特別償却準備金戻入	70 "
価格変動準備金戻入	37 "
合 計	<u>359 百万円</u>

※ 10. 特定引当金繰入の内訳は次のとおりである。

中小企業等海外市場開拓準備金繰入	4 百万円
公害防止準備金繰入	14 "
合 計	<u>18 百万円</u>

※ 11. 法人税等には住民税額を含む。

※ 12. 保証債務

他社の銀行借入に対して行っている保証債務
34,758 百万円

※ 7. 販売費及び一般管理費の内訳は次のとおりである。

1. 運賃諸掛	9,370 百万円
2. 給与賃金	8,455 "
3. 賞与一時金	3,152 "
4. 退職給与引当金繰入	228 "
5. 減価償却費	1,031 "
6. 技術研究費	11,745 "
7. 販売手数料	3,209 "
8. 宣伝広告費	1,861 "
9. 賃借料	1,923 "
10. 事業税等引当金繰入	629 "
11. その他の経費	13,406 "
合 計	<u>55,009 百万円</u>

なお、合計額 55,009 百万円のうち、販売費は約 32 % であり、一般管理費は約 68 % である。

※ 8. ———

※ 9. 特定引当金戻入の内訳は次のとおりである。

海外投資等損失準備金戻入	1,515 百万円
特別償却準備金戻入	67 "
価格変動準備金戻入	28 "
公害防止引当金戻入	61 "
合 計	<u>1,671 百万円</u>

※ 10. ———

※ 11. 同 左

※ 12. 保証債務

他社の銀行借入に対して行っている保証債務
34,088 百万円

※ 13. 税法の改正に基づき、当期より退職給与引当金の残高について自己都合退職による期末要支給額の50%基準から40%基準に移行した。この移行に当って、一部の例外を除き経過措置の適用を受けているので、同引当金の当期末残高は、自己都合退職による期末要支給額に対して46%になっている。

なお、税法の経過措置を適用しないで期首から40%基準によった場合の当期同引当金繰入額は693百万円多くなる計算となる。

附. 適格退職年金制度に関する注記

- (1) 親会社及び連結子会社2社は、適格退職年金制度を採用している。
- (2) 昭和55年9月末時点の過去勤務費用の現在額
16,840百万円
- (3) 過去勤務費用の掛金の期間約19年
(償却割合 約 $\frac{8.3}{100}$)

※ 13. 退職給与引当金の残高について自己都合退職による期末要支給額の50%基準から40%基準に移行している。この移行に当って、一部の例外を除き経過措置の適用を受けているので、同引当金の当期末残高は、自己都合退職による期末要支給額に対して43%になっている。

なお、税法の経過措置を適用しないで期首から40%基準によった場合の当期同引当金繰入額は665百万円多くなる計算となる。

附. 適格退職年金制度に関する注記

- (1) 親会社及び連結子会社3社は、適格退職年金制度を採用している。
- (2) 昭和56年9月末時点の過去勤務費用の現在額
12,606百万円
- (3) 過去勤務費用の掛金の期間約19年
(償却割合 約 $\frac{8.3}{100}$)